

共済部通信

千葉県税理士協同組合共済事業についてのご案内

2019年 5月号

発行者 千葉県税理士協同組合
理事長 花嶋 実
共済部長 早川 良範

第一次キャンペーンが始まりました！

①代理店表彰

- キャンペーン期間中の新契約実績に対し、以下の基準で商品券を贈呈
- | | | | |
|--------|----------|--------|---------|
| 10億円以上 | 15万円の商品券 | 2億円以上 | 3万円の商品券 |
| 5億円以上 | 10万円の商品券 | 1億円以上 | 2万円の商品券 |
| 3億円以上 | 5万円の商品券 | 5千万円以上 | 1万円の商品券 |
- ※Jタイプ・Tタイプ・介護・新商品については実績を2倍としてカウントいたします。

②支所表彰

- キャンペーン期間中に支所別新契約目標を達成した支所に対し3万円の報奨金を支給。
さらに150%以上達成の支所に3万円の報奨金を追加支給。

支所	目標額	支所	目標額	支所	目標額	支所	目標額
千葉東	73,140万	松戸	59,340万	佐原	10,580万	木更津	23,920万
千葉西	52,900万	柏	46,000万	銚子	20,930万	館山	8,740万
千葉南	31,970万	市川	61,640万	東金	23,460万	千葉県	575,000万
成田	61,640万	船橋	79,120万	茂原	21,620万	合計	

③スタートダッシュキャンペーンも展開中です！

スタートダッシュキャンペーン

ご実績対象期間：4/1(月) ~ 6/30(日)

個人保険金額1,000万以上のご実績
1,000万円ごとに1,000円の **QUOカード** 贈呈!!



- 保険指導対象の商品は総合事業保障プランです
- 商品はお申込日が2019年4月1日～6月30日の新契約個人保険実績を合計し贈呈額を決定します
- Jタイプ・Tタイプ・介護・新商品は保険金額を2倍カウント
- QUOカードはコンビニエンスストア等でのお支払にご利用頂けます
- コンプライアンス上問題があった場合は対象外となります

④2019年4月度確定累積実績(支所別)

○共済事業による事務手数料の維持・拡大を図るため、多くの組合員の皆さまに総合事業保障プランの推進にお取り組みいただいております。2019年4月末の確定実績につきまして下記のとおり報告いたします。

支所	新契約(万)		達成率	新規登録(店)		支所	新契約(万)		達成率	新規登録(店)	
	年間目標	実績		年間目標	実績		年間目標	実績		年間目標	実績
千葉東	318,000	24,800	7.8%	4	0	船橋	344,000	11,850	3.4%	4	0
千葉西	230,000	6,250	2.7%	3	0	佐原	46,000	0	0.0%	1	0
千葉南	139,000	8,300	6.0%	1	0	銚子	91,000	1,750	1.9%	1	0
成田	268,000	16,550	6.2%	2	0	東金	102,000	11,000	10.8%	1	0
松戸	258,000	0	0.0%	4	0	茂原	94,000	2,500	2.7%	1	0
柏	200,000	25,095	12.5%	3	0	木更津	104,000	13,200	12.7%	1	0
市川	268,000	2,000	0.7%	3	0	館山	38,000	0	0.0%	1	0
						合計	2,500,000	123,295	4.9%	30	

ランチ&カフェミーティングについてのお知らせ

ランチ&カフェミーティング

千葉県税理士協同組合では、関与先様をリスクから守るために、生命保険指導を推進しています。その支援策として、好評をいただいている「**事務所研修開催支援奨励策**」を今年度も継続実施します。保険推進ノウハウは事務所職員の皆様のスキルアップに繋がると大変好評ですので、数多くの事務所で活用いただきますようお願いします。

研修内容

・就業不能の実例(税理士の関与先様が就業不能となった事例)

福岡県の中野税理士先生の事務所で実際に発生した不幸な事例について、実際のご遺族に出演いただいた映像ツールを視聴いただき、リスクについての具体的なデータや、リスクの種類・対応商品についてご説明いたします。

・介護リリーフαの活用方法

4月1日より新発売となった「介護リリーフα」の特徴や、実際の活用法についてご説明いたします。

【補助内容】

■事務所研修(スキルアップ研修)■

- ・原則ランチ開催とし、事務所研修開催時に**昼食代(お弁当代)としておひとりあたり2,000円**を上限に補助いたします。ティータイムでも活用いただけます。

※業務の都合により昼開催が困難な場合は申請により夕刻開催も可。(1事務所年2回限度)